

平成 25 年 11 月 22 日

各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス
フィンテック グローバル株式会社
代表取締役社長 玉井 信光
(コード番号：8789 東証マザーズ)
問合せ先：取締役 執行役員 経営管理部長
鷲本 晴吾
電話番号：(03) 5733-2121

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 12 月 20 日開催予定の当社第 19 期定時株主総会に「定款の一部変更の件」の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成 19 年 11 月 27 日付）の趣旨を鑑み、当社株式の分割を実施するとともに、単元株制度を採用することを本日の取締役会で決議しております（詳しくは、本日のプレスリリース「株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更並びに配当予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。）。これに伴い、単元未満株式の権利についての規定を新設するとともに、条文の新設による条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

（下線は第 19 期定時株主総会への付議議案の決議に係る変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、308 万 4,000 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3 億 840 万株とする。
(新設)	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第 7 条～第 42 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>单元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第 8 条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</u></p> <p><u>1 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第 9 条～第 44 条 (現行通り)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 第 6 条 (発行可能株式総数) の変更、<u>第 7 条 (单元株式数) および第 8 条 (单元未満株式についての権利)</u> の新設ならびにこれらに伴う条数の繰り下げは、平成 26 年 4 月 1 日をもってその効力を生じる。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、前条の効力発生日をもってこれを削除するものとする。</p>

(注) 上記変更案記載の第 6 条、第 7 条、附則第 1 条(下線部分を除く) 及び附則第 2 条につきましては、本日の取締役会において定款の一部変更を決議しており、平成 26 年 4 月 1 日を効力発生日としております。

以 上